

**教職員が職責を自覚し、自己研鑽できるよう努める**

「強い情熱」「確かな力量」「総合的な人間力」

**教職員の使命感・倫理意識を高める**

「勤務態度」「言動」「授業」「日常の関わり」

**社会の変化や教育改革に対応できる教職員の育成に努める**

「勤務環境づくり」「変化等への柔軟な対応」

### 交通違反・事故の防止

**【飲酒運転の根絶】**

- ・飲酒後は車両の運転を絶対しないよう指導する。
- ・翌朝までアルコールが残り、飲酒・酒気帯び運転となることがないよう指導する。

**【速度違反・交通事故の根絶】**

- ・交通ルールを遵守し、時間的・精神的な余裕をもつて運転するよう日常的に指導する。

### 不適切な行為の防止

**【人権侵害の防止】**

- ・児童生徒の人権に配慮した言動となるよう指導する。
- ・職権や立場を用いて行う嫌がらせ等の防止に努める。

**【体罰の根絶】**

- ・絶対に許されない行為であることを具体的・継続的に指導する。

**【性的問題の未然防止】**

- ・勤務時間の内外を問わず、わいせつ行為、セクハラ等の防止に向けて、きめ細かな指導を行う。

### 心身の健康保持

**【良好な勤務環境とメンタルヘルス保持】**

- ・良好な職場の人間関係をつくる。
  - ・職場のストレス要因の軽減・除去に努める。
  - ・心が不健康な状態になったときの言動等を理解し、教職員の変化の早期発見・対応に努める。
- (例：遅刻や早退が多い、仕事が手につかない  
単純なミスが目立つ、的外れな発言など)

### 日常の人事管理

- ・校内倫理（服務規律）委員会、規律確保行動計画の活用
- ・教職員の勤務状況の把握と指導
- ・授業や人間関係に係る実態把握と助言
- ・健康状況、家庭状況等の把握と助言
- ・保護者、地域等との信頼関係
- ・携帯電話やパソコンの適正な使用

### 学校の危機管理

**【いじめの未然防止】**

- ・「いじめ防止基本方針」を定め、いじめさせない、許さない学級・学校づくりに努める。
- ・いじめ等を早期発見・対応できる体制づくりに努める。
- ・人権尊重の精神を重んじ、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を重視した学校作りに努める。

**【児童生徒の安全確保】**

- ・日常の指導態勢・緊急時の指導体制を整える。
- ・防災教育の充実と防災マニュアルの理解、緊急時対応の徹底を図る。
- ・家庭や地域、警察等の関係諸機関と連携・協力する。

**【施設・設備等の安全管理】**

- ・定期・適時点検を実施して事故防止の徹底を図る。

**【公簿・金銭等の指導・管理】**

- ・公簿、学校備品、公金や私金の管理等の意識を高める。
- ・公簿・公金の適切な処理・管理の指導の徹底を図る。

**【個人情報の保護】**

- ・個人情報に関するガイドライン、個人情報リストなどを作成し教職員の意識を高める。
- ・適正な個人情報の取り扱いについて共通実践を図る。

**【薬品や危険物等の管理】**

- ・薬品や危険物の適切な保管・管理・廃棄の指導を行う。

### いじめ問題（重大事態）発生時の対応

**<問題の発生>**

**1 重大事態の発生を報告**

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（法 28 条）

**2 教育委員会が調査の主体を判断**

A 【学校が調査主体の場合】

- ①重大事態の調査組織を設置

↓

- ②事実関係の調査の実施

↓

- ③いじめを受けた児童生徒、保護者に情報を提供

↓

- ④調査結果を教育委員会に報告

↓

- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置

B 【教育委員会が調査主体の場合】

**<対 応 >**

- 「いじめの疑いに関する情報」の収集と記録、共有する。

- いじめの事実確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

- 生徒保護者からのいじめの申し立ての有無の確認する。

※教育委員会の指導・支援のもと以下のような対応に当たる。

- 専門的知識及び経験を有し、当該者と人間関係、利害関係を有しない第三者の参加を図る。

- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- 明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。

- 関係者の個人情報に十分配慮する。

- 調査に先立ち、いじめを受けた側にアンケートを提供する場合がある旨を事前に説明する措置が必要である。

※教育委員会の指示のもと資料の提出など、調査に協力する。